

令和4年3月28日  
京都市建設局  
〔担当：自転車政策推進室〕  
〔電話：075-222-3565〕

## 令和4年度 京都市民間自転車等駐車場整備助成金の申請募集及び関連要綱の改正について ～「最大600万円!!」 民間駐輪場の整備を支援します～

京都市では、民間自転車等駐車場の整備を促進するため、「民間自転車等駐車場整備助成制度」を運用し、立地上の理由等により公共の駐輪場を整備していくことが困難な地域において、民間活力による駐輪場整備を進めています。

この度、令和4年度の申請を下記のとおり募集しますので、お知らせします。

なお、令和4年4月1日付けで、「京都市民間自転車等駐車場整備助成金交付要綱（以下「要綱」という。）」を改正しますので、変更内容に十分御留意ください。

### 記

## 1 申請のスケジュール

### (1) 受付期間

令和4年4月1日（金）から通年で募集します。ただし、整備工事完了後、年度内に交付請求書を提出していただく必要があります。申請者の工事等の工程に加え、本市の処理期間（60日程度）を考慮のうえ申請してください。

なお、予算がなくなり次第、受付を終了します。

（審査により交付対象事業の決定を行うため、先着順ではありません。）

### (2) 受付時間

午前8時45分から午後5時30分まで（正午から午後1時までを除く。）

（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

### (3) 申請と整備工事の着工

申請していただいてから、30日以内に助成金交付対象事業の審査を行い、指定又は却下の結果を申請者に通知します。この通知後に、整備工事に着工していただくこととなります。

### (4) 工事完了届と交付請求

指定事業の整備工事完了後、工事完了届を提出していただき、審査のうえ交付額を決定し、通知します。その後、交付請求書を提出していただきましたら、交付請求書を受理した日から起算して30日以内を目途に助成金を交付します。

## 2 提出・問合せ先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市建設局自転車政策推進室 基盤整備担当（電話：222-3565）

### 3 助成要件

(1) 助成金の交付対象事業は、次の要件を全て備えている必要があります。

- 自転車等駐車場の設置の目的が不特定多数の者の利用に供するものであること。また、原動機付自転車又は自動二輪車のみを収容することを目的としたものでないこととし、原動機付自転車及び自動二輪車を収容する場合には、全体の収容台数の2分の1以上を自転車の駐車が可能とすること。
- 自転車等駐車場の位置は、鉄道駅又はバス停留所から概ね250メートル以内、又は立地等について市長が適当と認めるものであること。
- 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第5条第2項（鉄道事業者の協力義務）に基づき、整備するものでないこと。
- 京都市が出資金、基本金その他これらに準じるものの4分の1以上を出資している法人により整備するものでないこと。
- 自転車等駐車場を、助成金の交付額決定に関する通知日から継続して5年以上運営すること。
- 自転車等駐車場の位置、構造及び設備について利用者の安全が確保されており、自転車等が容易に駐車できるものであること。
- 自転車等駐車場整備の工事着手は、交付対象事業への指定決定以後に行うものであること。
- 自転車等駐車場の運営及び構造等に関し、市長が適当と認めるものであること。
- 中止の申請が1年以内にされた事業でないこと。
- 自転車等駐車場に防犯カメラの設置等の安全対策を実施すること。

(2) 過去に本要綱に基づく助成金を受けて整備された自転車等駐車場の再整備の場合は、(1)の要件に加え、次の要件も備えている必要があります。

- 既存の自転車等駐車場が、前回の助成金の交付額決定に関する通知日から継続して5年以上運営したものであること。
- 主要な駐輪設備を一体的に更新する整備であること。
- 既存の自転車等駐車場と比べて、利用者の利便性又は安全性の向上が図られるものであること。
- 既存の自転車等駐車場の状況を踏まえ、市長が適当であると認めるものであること。

### 4 助成金の額

助成金の額は、以下の(1)及び(2)によります。

(1) 合否の判定と助成額の上限

「3 助成要件」を満たした駐輪場整備について、「民間自転車等駐車場整備助成対象事業の選定基準」に基づき、助成対象事業として選定します。評点60点以上を合格とし、助成額の上限は下表のとおりです。

評点（100点満点）	助成額の上限
80点以上（都心部に限る。）	600万円
70点以上	400万円
60点以上	300万円

## (2) 助成金の額の算定

次のア、イのいずれか低い方の額に2分の1を乗じた額（千円未満は切捨て）とします。ただし、当該年度の予算の範囲内で支給できる額までとします。

ア 駐輪場設置のための土地取得費を除く建設費及び駐車器具整備費の合計額

イ 下表の1台当たりの設備費に収容台数（原動機付自転車及び自動二輪車については、1台につき自転車1.5台分として計算する。）を乗じて算出した額

設置形式	1台当たりの設備費
平面式	60,000円
立体式（機械式を含む。）	100,000円

備考 立体式とは2階建て以上の建築物をいい、機械式とは機械収納型をいう。

## 5 要綱の主な改正内容

- ・ 自転車等駐車場に原動機付自転車及び自動二輪車を収容する場合に、全体の収容台数の2分の1以上の自転車を収容することを必要とする旨の要件を追加します。
- ・ 自転車等駐車場における自転車等の収容台数を10台以上とすることを必要とする旨の要件を削除します。
- ・ 手続に関する様式について、押印不要に変更します。

※ 詳しくは、京都市のホームページ「京都市情報館」を御参照ください。

URL : <https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000061122.html>